

京都市上下水道局要休養職員審査委員会規程の全部を改正する規程を公布する。

平成25年11月15日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市上下水道局要休養職員審査委員会規程の全部を改正する規程

京都市上下水道局要休養職員審査委員会規程の全部を次のように改正する。

(設置)

第1条 京都市上下水道局職員（以下「局職員」という。）であつて傷病により休養を要する者の措置に関する事項の調査審議に係る京都市職員の分限に関する条例（以下「条例」という。）第9条及び京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づき、京都市上下水道局要休養職員審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び局職員の中から管理者が委嘱又は任命する。

3 学識経験者としての委員は、医師2名以上を充てなければならない。

(委員の任期)

第3条 条例第11条第1項本文に規定する期間は1年とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、総務部長をもって、副委員長は職員課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は管理者が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、医師としての委員2名以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会は次に掲げる事項について調査審議を行う。

(1) 結核性呼吸器病り患者の措置に関する事項

(2) 結核性呼吸器以外の傷病により休養を要する者の措置に関する事項

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 委員会が必要があると認めたときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

7 委員長は、委員会の調査審議の結果をそのつど文書をもって管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、上下水道局総務部職員課において行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の京都市上下水道局要休養職員審査委員会規程（以下「旧規程」という。）の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）に委員会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、施行日における旧規程の委員としての任期の残任期間とする。

3 第4条第2項の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に旧規程の規定により委員長として定められた者は、施行日に委員会の委員長として定められたものとみなす。

(上下水道局総務部職員課)